

みのる法律事務所  
第 3 1 9 号  
平成 2 8 年 1 1 月

みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒 021-0853



岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)



## いなべんの憲法論

—納得できるか、できないか—  
それがハカリ

憲法 22 条は、「何人も、職業選択の自由を有する」と書いています。国民の権利の 1 つで、「職業選択権」とか「職業選択の自由」と呼ばれています。そのまま素直に読めば、国民は誰でも自分の「職業」、つまり、生活を支えていくためにする仕事を「選択」、つまり、選び取ることは「自由」、つまり、他から何らの条件もつけられることがない、ということになります。この憲法の規定から言えば、「どんな仕事を選んで、自分の職業にしようと、誰からも、国からも制限されることはない」ということになります。

ですから、誰でも医師になりたいと思えば、なれるはずなのです。日本国民は、日本国において医師になりたいければ誰でもなれると、憲法は「保障」、つまり、おかされないように守ってくれることになっています。憲法の規定はそうになっていますが、現実はどうなっているのでしょうか。憲法の規定と現実とは、ズレがあります。このズレを埋めるのが、憲法を論ずることになるのではないのでしょうか。「このズレを埋めていきたい」との思いで、『いなべんの憲法論』を発刊することにしました。

医師法 2 条は、「医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」と定めていますので、医師資格のない人は医師にはなれません。憲法の職業選択の自由は、医師法と

黄色い本、さくら色の本など、「いなべんの本」は株式会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800

いう法律によって、制限されています。自由ではなくなっています。おか  
されていることとなります。形式的には、「私達国民に保障されている職  
業選択の自由は守られていないのではないか」という疑問が湧いてきても  
いいような気がします。つまり、「医師法2条の規定は憲法違反ではない  
か」という問題が生まれてきてもよさそうな気がします。

ですが、医師資格のない人は医師になれないということは、普通の方な  
ら誰でもわかっています。そのことについて、文句を言う人は誰もいませ  
ん。形式的には、憲法の規定と現実とはズレていますが、ほとんどの人は  
ズレとは感じていないのです。ズレが埋められているのです。

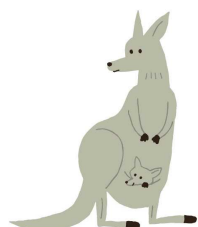
なぜなのでしょう。それは国民が納得しているからです。「納得」と  
は、「よくわかって、もっともだと認めること」、「理解してうけ入れるこ  
と」（角川必携国語辞典）です。私も、医師資格のない人には医師の仕  
事をさせてはならないと思います。医師法の「医師資格のない人には医師  
の仕事をさせない」という「職業選択の自由に対する制限」には、異議はあ  
りません。医師資格のない人に、手術だといって腹を切り開かれては危な  
くて仕方ありません。

ですから、「医師の仕事をする人は、医師資格がないとできない」とす  
る医師法の規定に対し、私は憲法違反だなどと言うつもりはありません。

このように考えるのは、私1人に限らないと思います。むしろ、国民の  
多くの人、ほとんどの人は同じ考えだと思います。誰もが納得しているの  
です。ストーンと腑ふに落ちているのです。この納得こそキーポイント、つま  
り、問題を解決するための重要な手がかりとなるのです。納得がズレを埋  
めているのです。

憲法問題は難しいと思われがちですが、国の法律や国や地方の行政や裁  
判が憲法に反しているかどうか、という問題を考える場合は、そのような  
法律に、行政に、裁判に、自分が納得できるかどうかを考えればよいので  
す。そのような法律や行政や裁判が、自分の腑ふにストーンと落ちてくるかど  
うかが大事なのです。

他人がどう思うかはともかく、自分はどう思うかを考えてみることが大  
事なことだと確信します。自分自身が「あの考え方はもっともだ。よくわ



かった。うけいられる」と思ったら、「合憲だ」、「憲法違反ではない」と考えてよいと思います。納得によって、憲法と現実のズレが埋まったのです。

その自分の考え方が「どうも不安だ」と思われるときには、「他人はどう考えているのだろうか」と周囲の人の考え方を聞いてみたり、さらにもっと詳しく知りたいと思ったら専門書を読んでみたり、インターネットで情報を集めたり、専門家の話を聞いてみればいいのです。その結果、考え方が変わったら、それはそれでいいのです。それこそ勉強したのです。それにしても、まず自分です。自分が納得できるか、できないかが大事です。

私は、専門書を読んだり、インターネットで情報を集めたりすることが苦手なので、自分の頭の中で考えることにしています。これまでの自分の経験則と将来の夢（理想像）を秤はかりにして、「こうあってほしい」という憲法に対する思いを込めて、「納得できるか、できないか」という秤で、法律や行政や裁判が「合憲」であるか、「違憲」であるかの判断を下すことにしています。

これから書く『いなべんの憲法論』という私の憲法に関する本は、憲法の解説書でも専門書でもありません。法律や行政や裁判で憲法問題が生じているケースを中心に、私の考え方を紹介するものです。読者諸氏には、それぞれ自分の憲法論を考え出してほしいのです。そのきっかけになればとの思いで、私が憲法問題に関して納得していること、納得していないこと、それはなぜかをランダム（手当たり次第）に書き散らしてみます。

私の憲法に関する問題に向かう基本姿勢は、まず私自身がそのような法律が、行政が、裁判が、憲法の理想にかな適うものかどうか、自問自答し、納得できるかどうかを見極めたいのです。

私個人の考え方が、読者諸氏がご自分の考え方を見極める際、何某かのなにがしお役に立つことを心の隅で期待しながら書いてみます。「なるほど、そういう考え方もあるのか」と、読者諸氏が憲法問題を考える「呼び水」、つまり、きっかけをつくることができれば嬉しいのです。

46年間も弁護士という法律に関する仕事をさせてもらいました。弁護士も、弁護士法という法律により、資格がないとできないとされている職



業です。「職業選択の自由」が制限されている仕事を、国家、その主権者の国民の皆様から、弁護士の資格をいただき、46年間もその資格を取り上げられることなくやらせていただいた幸せに、心から感謝の気持ちを込めて、私なりの憲法に関する本を書いてみます。

\*\*\*\*\*

私たちはみな、幸せを求めています。このことは私たちが生きていくうえで何よりも大切なことです。ところがこの幸せというものがいったい何物なのか、誰にもその実態はわかりません。しかし、多くの方が例外なく幸せを感じるのは、心の底から納得したときである、ということは間違いないようです。

\*\*\*\*\*

この言葉は、私が人生の師と仰ぐ昭和大学藤が丘病院客員教授・出浦あお照國先生（2016年4月死去）のご著書『食事療法で透析を遅らせる——腎不全がわかる本』（発行所 株式会社日本評論社、2002年12月20日第1版第1刷発行）の「まえがき」の書き出し部分です。同感です。幸せは、「そうだ、そうだ！その通りだ！」と自分の生き方に納得できるときに、心の底から感じるものです。

先生は、次のように続けています。

私は長い間、慢性腎不全に悩む大勢の患者さんをお世話してきて、このことをつくづく感じております。幸せの対象が何であるのか、どんなふうなのか、楽しいのか、つらいのか、お金が儲かっているのか、貧乏なのか、などということは関係なく、とにかくその方々が十分に納得している、ということが最大の幸せなのではないかと思えます。

私は医師ではありませんが、法律問題のクライアント（依頼者）から悩み事の相談を受けます。そういう点では、医師と近い仕事です。そのような体験に基づいて考えてみますと、クライアントが一番喜んでくれるのは、クライアントが納得したときです。

先日、地方住民が「市長以下の普通地方公共団体の幹部職員の仕事のやり方は、地方自治法に反する不公正な行為だ」として監査請求をしました



が、監査委員会は、監査請求を棄却しました。住民らの皆様は納得できず、住民訴訟を提起しました。私は、その住民らの皆様の訴訟代理人に選任されました。原告ら住民と、被告市長との間で、法廷で互いに主張、立証をした上で、最後の主張をまとめた「最終準備書面」を出しました。

それを読んでくれた原告ら住民の皆様方の言葉が嬉しくて、嬉しくて、仕方ありませんでした。「先生には、これまで何が何でも勝ってくれ、と言ってきましたが、最終準備書面を読んだら、勝ち負けはどうでもよくなりました。これだけ私達の言いたいことを言い尽くして戴き、負けても納得できます」と言ってくれたのです。私にとって、この言葉ほど嬉しい言葉はありません。弁護士冥利<sup>みょうり</sup>に尽きるのです。納得したクライアントも幸せな気持ちになってくれたことだと思いますが、代理人となった私も、「依頼人が納得してくれた。それで満足」という気持ちになり、幸せです。依頼者が納得し、代理人弁護士が納得する。これこそ、弁護士という職業につけた者の至福の時なのです。

弁護士という仕事は、裁判で負けたり勝ったりします。ある先輩弁護士が、ある席上で、「50年も弁護士という仕事をしてきましたが、いつも、こっちが負けたり、相手が勝ったりだった」と言いましたが、私の場合もそれに近い感じですが、最近では、勝ち負けだけにこだわることはなくなりました。それより、依頼者が納得してくれること、自分が納得することを何よりも大事にするようになりました。

どんなに医師が一生懸命治療をしても、救命できないこともあります。弁護士が一生懸命頑張っても、敗訴することもあります。ですが、医師も弁護士も、「どうせ救命できないから治療しない」とか、「どうせ勝てないから、依頼者の言い分を主張するのは止めておこう」という訳にはいかないのです。全力で、患者の救命のため尽くさなければならないのです。依頼者の言い分を言い尽くしてやらなければならないのです。医者が、弁護士が、どこまで尽くしたか、ということで、患者や患者家族が、依頼者や依頼者の身内が納得するのです。

先日、40年以上弁護士仲間として親しく付き合っている友人と酒を飲みました。彼は、「最近の若い弁護士の中に、やったって勝てそうにない



から受任を断る、というヤツが多い。情けない」と愚痴ぐちっていました。私も若い時は、勝ち負けばかり気にし、依頼者に寄り添うことはしなかったと反省している時でしたから、心から共鳴しました。

「寄り添う」とは、「主となる人のわき近くについていること」（角川必携国語辞典）です。病人には、病人の悩みがあります。医師は、病人の悩みに寄り添うことが肝要です。争い事の主人公には、弁護士が寄り添うことが求められているのです。救命できるかどうか、勝てるかどうかだけではなく、**悩める人に寄り添ってやるのが大事**なのです。

医師や弁護士は、病人や依頼者の悩み事を聞いて、寄り添ってやることによって、救命できなくとも、勝訴できなくとも、病人や依頼者の納得が得られるのです。その納得こそ、医療行為や弁護行為の究極の目標だと確信しています。

法律が納得できないものだったら、その法律は憲法違反を疑ってみてよいと思います。行政が納得できないものだったら、行政は、法令に違反しているのではないかと疑ってみてよいと思います。その時も憲法が根本法であることを忘れずに、憲法の趣旨に反しているかどうかを疑ってみるべきです。

裁判についても同じです。裁判に納得できないときは、裁判が間違っているのではないかと疑ってみるべきです。裁判では勝ち負けの結果が出ますので、勝った方は納得するでしょうが、負けた方は納得できないことが多くなるのは当然です。これまでの弁護士生活を通じて、判決は敗訴した方が「このような判決なら、納得できる」というものを出してほしい、といつも思っています。ですが、ほとんどの判決は、負けた方の立場など一顧だにしないものがほとんどです。負けた方は納得しません。だから、一審では決まらず控訴となり、裁判は長引くのです。判決を書く裁判官は、もう少し判決を受ける人の「納得」ということを意識してほしいのです。

「やってもダメ、やらなくともダメという場合、どうするか？」という禅問答があります。物理的な存在である人間の肉体は、治療をしても、いずれは死滅します。その意味では、治療をしてもしなくても最終結果は同



じです。どんな生き方をしようと、その結果は同じです。それは人間を物理的存在としてだけ捉えているからです。ですが、心理的には違います。

62の厄年に、「人工透析しかない」と宣告されました。「もう長くは生きられない」と覚悟しました。「まだやり足りない」との思いで、やり切れない思いでした。幸い、出浦先生の食事療法と、妻からもらった腎臓で元気になりました。やりたいことをやれるようになりました。どんどんやっています。

つい先日、つまらないことで「このまま死ぬのかな」と思うことに遭遇しました。その時、「おかげで十分にやれた。このまま死んでも満足だ」と思いました。62の厄年の時は、全く違う思いをしました。物理的存在である肉体は、いずれの場合も消滅してしまうのですから、同じですが、やったとやらないで、心理的なものが全く違うのです。貴重な体験をしました。

「やってもダメ、やらなくともダメという場合、お前ならどうするか」と問われた修行僧が、色々勉強の成果に基づき答えたが、師から合格点をもらえず、やけくそとなり、阿波踊りの真似事をしたら、「それだ、それでいい」と合格させてもらったという話をしていたのを聞いたことがあります。なぜ合格したかの理由は、「それぞれに考えてほしい」ということで言いませんでした。

阿波踊りといえば、「踊る阿呆に、見る阿呆、同じ阿呆なら踊らなにや損々」です。「やってもダメ、やらなくともダメ」というのは、人間の物理的存在面を言っているのです。人間の心理的<sup>か</sup>面<sup>くだ</sup>は、言っていないのです。ですから、この問題を『田舎弁護士の大衆法律学』流に噛み砕いて出せば、「やってもやらなくとも、物理的存在である人間の肉体は死滅してしまうが、人間の心理的な面においては、やった方がいいのか、やらない方がいいのか」という問題になりそうです。これですと、「やった方がいいと思う」と多く人は答えると思います。他人がどう答えるかは別にして、私は「やった方がいい。やりたい」と思います。やってダメなら納得できません。やりたいことをやれたら、結果はどうあれ、納得できます。人生も納得できるかどうかです。憲法も「納得できるか、できないか」、それがキーポイントです。「納得できるか、できないか」という秤ではかればいい



のだと思います。

私が書きたい『いなべんの憲法論』は、「人生をどう送りたいか」という「生きる知恵」の一部分とも言うべきものです。一度限りの人生は「楽しみ合うのみ」という『いなべんフィロソフィー』の憲法論版です。

いつもの通り、この事務所便りをお読みいただいている皆様にまず紹介して、ご感想、ご意見を頂戴し、訂正しながら発行していくつもりです。お手数をおかけしますが、しばらくの間、お付き合い下さるようお願い申し上げます。

## 新刊のご案内



『田舎弁護士の大衆法律学 —新・憲法の心

第20巻 戦争の放棄(その20)

戦争防止論 その1 —アインシュタインとフロイトの手紙』

アルバート・アインシュタイン（1879-1955）とジグムント・フロイト（1856-1939）が、1932年に「どうしたら戦争を回避することができるのか？」という問題について手紙のやり取りをしていました。

最近、株式会社講談社よりその翻訳書が『ひとはなぜ戦争をするのか アインシュタイン／フロイト』というタイトルで、講談社学術文庫として発刊されました。事務局の情報提供により、それを読むチャンスを得ました。

これまで『田舎弁護士の大衆法律学 —新・憲法の心 戦争の放棄』シリーズを19巻にわたって書き続けてきて、そろそろ一区切りをつけようかと考えていたところにその情報が寄せられ、早速読んでみたところ、深い共鳴を覚えました。実にいいタイミングというか、「縁」でした。

是非、アインシュタインとフロイトの『戦争防止論』を紹介したいと思い、第20巻として発刊することにしました。20世紀最高の頭脳と言われるアインシュタインと、心理学の大家・フロイトの『戦争防止論』を是非お読み下さい。

